

平成 21 年 6 月 14 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2009

課題番号：19530723

研究課題名（和文） 精神障害をもつ人の地域生活支援における学習・文化保障の課題

研究課題名（英文） A problem of learning and cultural activities for the person with a mental disorder in the community life support

研究代表者

小林 繁（KOBAYASHI SHIGERU）

明治大学・文学部・教授

研究者番号：40225511

研究成果の概要（和文）：精神障害をもつ人の学習・文化支援においては、地域での生活支援や就労支援と連携しながら豊かな人と人との関係をどう作り上げていくかが重要である。それは、様々なプログラムを通して言葉の回復を中心とした豊かで多様なコミュニケーションの力を引き出し・創造していく課題であるということができる。そのためには、当事者へのエンパワーメントの支援が不可欠であり、同時に安心できる居場所などを提供していく取り組みが求められるのである。

研究成果の概要（英文）：In learning and cultural support for the person with a mental disorder, it is important how make the relations with person while cooperating with life support and the working support in communities.

It may be said that it is the problem that empower rich and various communication mainly on the recovery of words through various programs and create. To that end, support of the empowerment to the person with a mental disorder is indispensable, and an action providing places to stay that can feel relieved at the same time is demanded.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	700,000	210,000	910,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
2009年度	1,600,000	480,000	2,080,000
年度			
年度			
総計	2,900,000	870,000	3,770,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：①生涯学習、②社会教育、③ノーマラゼーション、④精神障害、⑤地域

1. 研究開始当初の背景

1993年に障害者基本法が策定されることにより、ようやく精神障害も他の知的障害や身体障害と同じように、障害者として法的に

認められるようになった。それは、従来のいわゆる精神病としての保健医療から福祉行政の対象となり、生活や就労等における福祉

的サービスや援助が受けられるようになったという意味において大きな前進であった。障害者基本法を受け、1995年に精神保健及び精神障害者に関する法律が成立する。

精神障害の場合に他の障害に比べ困難な問題としてあげられるのが、精神疾患と障害とが併存しているために、医療と福祉と両方の領域にまたがってその対応が求められるという点である。約204万人といわれる精神に障害をもつ人の中で、精神病院等の施設に入所している人は34万人、その中で退院が可能な人は約7万人といわれている。こうした人々の多くは、退院しても現実に地域で生活できないがゆえに結果として入院を強いられている。また、地域で生活をしている精神障害をもつ人は、知的障害や身体障害をもつ人たち比べ社会的孤立感や疎外が深く、それゆえ地域の人と交流したり活動するということが少ない。それゆえ、精神障害をもつ人に求められるのが福祉的サポートであり、それが地域生活支援システムの構築という課題に集約される。

そうした課題に対応するため、生活や仕事などの中で必要とされるコミュニケーションの方法や様々な知識・技術等を身につける目的で行われるSST (Social Skill Trainingの略)、レクリエーションや料理、文化活動、交流と話し合いなどを行うデイケアは病院や保健所を中心に行われてきている。また、いわゆる小規模作業所の設置はめざましく、職業的自立を目的とする精神障害者授産施設などが他の障害者のそれに比べてまだまだ少ない状況のもとで、こうした小規模作業所は大きな役割を果たしている。その中には、従来の単純作業から公共施設などを借り受けての喫茶コーナーのように接客を伴う取り組みも増えてきている。

2. 研究の目的

そのような中で、生活と就労保障と並んで、いわゆるノーマライゼーションの理念から、精神に障害をもつ人の地域での文化的に豊かな暮らしをどう支援していくかがあらためて問われてきており、自己実現や生活の質(QOL)という観点からとりわけ学習・文化の保障が切実な課題として意識されるようになってきている。

そうした学習と文化の公的保障という点で、地域福祉と合わせて社会教育の役割が期待されるわけであるが、その際に精神に障害をもつ人を対象とした取り組みだけではなく、同時に差別や偏見の解消という課題がクローズアップされてくる。

その意味で一般の人々の意識に働きかけ、精神障害についての偏見や差別をなくしていくための教育的事業も、特に社会教育行政には求められてくるのである。そうした課題意識にもとづいて、本研究では精神障害をもつ人の地域支援生活における学習・文化保障の課題と展望を明らかにすることを目的としている。

3. 研究の方法

以上のような課題にアプローチしていくため、本研究では北海道浦河町にある「べてるの家」の活動に注目する。この取り組みは、全国的にもユニークな実践として知られ、全国規模の昆布の加工販売や介護用品の配達など様々な事業を展開して町の経済にも少なからず貢献している。それと併せて特筆されるのが、「幻覚妄想大会」のイベントなどに象徴されるように、従来の精神障害者の医療や福祉の常識を超えて自らの障害をさらけ出し、しかも差別・偏見の解消とノーマライゼーションそして地域の文化創造という側面から、町社会教育行政や団体と協働で様々なまちおこしや学習文化事業に取り組

んでいることである。本研究では「べてるの家」を訪れ、取り組みの様子とメンバーへの聞き取り、教育委員会での聞き取り、病院等でのデイケアや様々なミーティングなどへの参加、さらには当事者研究といった先駆的な活動などの調査を行った。

また本研究では、精神障害をもつ人の学習支援という点で、精神障害当事者が働く喫茶コーナーの取り組みにも注目し、この取り組みがとりわけ地域の人々との交流やコミュニケーションの力をつけることによって地域での自立生活へつなげていく可能性を有しているのではないかという仮説に基づいて、実際に喫茶コーナーを調査し、その精神障害をもつ人の地域生活と学習支援に果たす喫茶コーナーの役割と可能性についても考察した。

さらに海外での先進的な事例にも着目し、精神障害をもつ人の地域生活支援のシステムと具体的な取り組みについて調べるため、2009年に障害者福祉の先進国である北欧諸国のスウェーデンとフィンランド、および世界的にいち早く精神病院を廃止し、地域医療および生活支援に重点を置いた取り組みを進めているイタリアを訪れ、施設等の見学と関係者への聞き取り調査を行った。

あわせて、2007年に韓国で開催されたDPI（障害者インターナショナル）世界会議に参加し、全体会と分科会での報告と議論を通して、主に2006年12月に国連総会で可決された障害者の権利条約批准の世界的な取り組みとそれをめぐる課題を探った。

4. 研究成果

(1) 「べてるの家」の取り組みの調査

「べてるの家」は、2002年2月に正式に社会福祉法人として認可された。組織的には、製品の製造・販売およびデイサービスやリサ

イクル事業を担う就労サポートセンター（就労継続支援B型事業所）とグループホームおよび共同住宅の支援事業を担う生活サポートセンター（精神障害者地域生活援助事業）、さらに法人とは独立した形での有限会社福祉ショップとNPO法人セルフサポートセンター浦河および回復者クラブ「どんぐりの会」などから構成されているが、実態としてはそれぞれが相互に結びつきながら障害をもつ人当事者の問題や課題にそっていわばアメーバのように様々な事業や取り組みが立ち上がってくるという点が注目される。

また町内にある4ヶ所のグループホームと8ヶ所の共同住居、そして2ヶ所の下宿棟には、それぞれ5～8人ほどのメンバーが生活をしており、様々なトラブルや問題を抱えながらも、定期的なミーティングや個別相談、食事サービスなどを通して、孤立しないで生活ができるための援助がされている。

一方、町内にある日赤浦河病院ではミーティングや学習会、料理教室やレクリエーションも含めデイケアとして行われている様々な生活支援のためのプログラムがある。その中でも注目されるのが、Social Skills Training（略してSSTといわれ、社会生活技能訓練と訳される）や、Schizophrenics Anonymous ミーティング（略してSAといわれ、同じ障害をもつ人が自らの経験を語り、交流する）などである。こうしたプログラムが地域での生活とコミュニケーションの力を育成していく上で大きな役割を果たしていることが理解できた。

また、教育委員会の社会教育行政とのつながりも重要である。これまでべてるの家では、メンバーや関係者だけでなく一般の市民も対象とした「ひとつぶ塾」という講演会や映画会、展覧会、親子の体験活動などを実施し、それに教育委員会が協力してきたという歴

史もあり、べてるの家と教育委員会の協力・連携の取り組みは広がってきている。

このようなつながりや連携をつくっていく上で様々な「出会い」が重要となるわけであるが、そうした「出会い」を可能とする言葉とコミュニケーションを生み出していく場の力、それがポイントであり、こうしたコミュニケーションへの取り組みの中に学習・文化活動の核心があるのである。

(2) 精神障害のある人が働く喫茶コーナーへのアンケート調査の実施

全国にある主に精神障害をもつ人が働いている喫茶コーナー150ヶ所余(2008年10月段階)のところにアンケート用紙を送付したところ、18都府県の48ヶ所の喫茶コーナーから回答を得ることができた。回収率は約32%であり、全体の3分の1弱であることから、ここからある程度全国の取り組み状況の様子が把握できるのではないと思われる。

働いているメンバーの主な仕事内容については、接客、調理関係、片づけや掃除など喫茶に関わる基本的な仕事に携わるというケースがメインとなっている。その中でも接客が最も多い点は、精神障害の特徴である人との関わりが苦手であるという面から見て、社会的に自立していく上で喫茶コーナーの役割がここに集約されているといえる。

また、実際に喫茶コーナーが果たしている役割としては、「障害をもつ人のたまり場や居場所(自由な時間を過ごす場)としての役割を果たしている」、「障害をもつ人と地域の人々との交流の場となっている」、「地域の人や利用するお客が精神障害を理解する場となっている」という回答が多くあげられていた点は重要である。

また喫茶コーナーの運営上の課題については、多くが「財政的に不十分でやりくりが

難しい」、「報酬が少ない」、「立地条件や設備が不十分」といった条件整備に関わる項目に集中していた。このことは、多くの喫茶コーナーに共通する課題である。

精神障害をもつ人が働く喫茶コーナーは、就労の場としてだけではなく、とりわけ生活的自立と社会参加という面から重要な機能を担ってきており、長期の入院や引きこもり等で社会から隔離した状態にあった人が、喫茶コーナーを媒介として、人と人とのつながり、そして地域さらに社会とのつながりを回復・創造していく上で多くの可能性を内包している点を強調しなければならない。特に統合失調症の場合には、人間関係に過敏となるほど気を使うことで精神的に疲弊し、極度に不安となり、自分を守るため内的な世界に閉じこもってしまう傾向にある。

こうした状況を改善していくためには、安心できる居場所および日常的な人との関わりを必要とする。とりわけ、接客という仕事を通して他者と関わることで、精神疾患特有のコミュニケーション障害を改善していくことが期待されるだけでなく、利用者である一般市民が精神障害をもつ人と日常的に接することで、精神障害への理解からさらに差別や偏見の是正といった福祉教育的な効果も期待される。

そのことは、「障害をもつ人と地域の人々との交流の場となっている」、「地域の人や利用するお客が精神障害を理解する場となっている」という回答が多かったところからもうかがえる。このような意味において、喫茶コーナーの位置と役割の重要性があらためて確認されたといえる。

(3) スウェーデン、フィンランドでの調査

スウェーデンでは、国立障害児高等学校の授業を観察した後に主に知的障害と精神障

害をもつ青年を対象に性の相談や性犯罪への対応を行っている相談所での取り組みについて話を聞いた。また、知的障害と精神障害をもつ人が働くレストランおよび精神障害者のグループホーム、主に精神障害をもつ人が通ってくる障害者センターBalder を訪問した。



(写真: 障害者センターBalder の喫茶室でくつろぐ当事者)

24年前にスタートしたというこの施設は、誰でも好きな時にぶらっと立ち寄れるたまり場であり、時にはいっしょに食事をしたり、ミーティングをする場であり、そして余暇活動の場、それに相談的な機能と必要に応じて服薬も含めた医療的面からのサポートをする場。ただそれだけ、ほかに何も特別なことはなく、いたってシンプルである。そのことが重要である点を強調しなければならない。

一方、フィンランドでは、大規模知的障害者居住施設を訪れ、担当の職員から話を聞くとともに施設見学を行った。その後、ヘルシンキにある主に知的障害をもつ人のグループホームおよび就学前教育を行っている施設、さらに障害をもつ子どもとまたない子どもがともに学んでいるオーロラ小学校を訪れ、校長からの話を聞くとともに実際の授業の様子も見学した。こうした知的障害をもつ人への取り組みは、精神障害の支援を考える上で示唆的であり、ノーマライゼーションのあり方を考える上でも参考になる取り組み

である。

(4) イタリアでの調査

① トリエステ市

100年ほど前に精神病院が作られたが、1970年代に入り改革が進み、法律によって世界に先駆け精神病院の廃止を実現した。急性患者には総合病院内にある精神科で対応するが、多くは1～2週間で退院し、その後は地域に設置された精神保健センターを拠点に精神障害をもつ人への医療的・福祉的および文化的サービスを提供する方式となり、現在に至っている。そこでは、また社会的協同組合について話を聞いた。この組合は、国からの補助金を得ながら、精神障害をもつ人たちが自ら仕事をつくり出すことを目的に、いろいろな活動を展開しているというという点で注目される。

またトリエステ市内の精神保健センターは、居場所および相談機能を中心に、簡単な診察と服薬を目的とした診療所を併設している点が大きな特徴となっている。

② ベローナ市

ここの精神保健センターでは、文化活動が行える部屋も提供されており、そこには地域の一般市民も参加しながら講座やサークルの形態で絵画や音楽等の活動が行われている点が注目される。

また、ベローナ総合病院の精神科病棟(15床)の見学とベローナの精神保健福祉サービスの責任者でもあるブルチ医師から、イタリア全体の精神保健の歴史、とりわけ自らも関わった精神病院の廃止とその後の新しいシステムづくりの経緯について詳しい話を聞いたが、その歴史が現在の精神障害の取り組みの基盤となっていることが確認できた。

③ アレッツォ市

この街がもともと聖地であったという歴

史から、福祉の先進地域としてイタリアで法律ができる以前の 1960 年代末にいち早く精神病院を廃止。この地域で特に力を入れているのは、初期対応と予防であり、定期的に看護師が患者を訪問し、問題があればすぐに医療的な対応を行うことや自閉症などの発達障害に対しては学校入学前から学校と連携しながら教師の学習会などを組織化しているということであった。

また廃止された精神病院の建物には、現在精神障害者のグループホームを中心に、社会的協同組合として運営されているカフェがあり、そこでゆったりと時間を過ごしている人たちの姿が印象的であった。

以上のようなイタリアの取り組みから学ぶべき点が多いが、とりわけ地域の精神保健センターを中心に医療、福祉、学習の支援を総合的に行い、それをセルフヘルプグループや社会的協同組合のような当事者自身による活動につなげながら就労と生活そして文化保障を実現している点は重要である。

(5) DPI 世界会議（韓国）への参加

この会議には、以下のような全体会と分科会での報告と議論を通して、主に昨年12月に国連総会で可決された障害者の権利条約批准の世界的な取り組みとそれをめぐる課題を探るために参加した。

全体会では、障害者の権利条約特別委員会の初代議長であるルイス・ガレゴス氏などの講演のほか、中国やメキシコなどから、障害者の権利条約批准の取り組みが国際的な課題であり、そのためには国際間の協力を地域レベルでも取り組んでいくことが重要であることが強調されていた。

また 36 の分科会（ワークショップ）が開催され、その中で、①障害をもつ人の政治参加、②自立生活、③文化生活とレクリエーシ

ョン、④遺伝学、安楽死、障害そして差別、⑤強制的治療と施設収容の分科会に参加した。韓国で開催されたこともあって、韓国と日本からのレポートも多くあり、国や文化の違いがそれぞれの施策と取り組みに反映されていることを確認するとともに、あらためて国際的レベルでの交流および障害当事者の国際的連帯の重要性を認識させられた。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 1 件）

小林繁、精神障害当事者が働く喫茶コーナーの現状と課題、明治大学社会教育主事課程年報、査読無、NO. 19、2010、pp. 1—pp. 24

〔学会発表〕（計 0 件）

〔図書〕（計 1 件）

小林繁、障害をもつ人の学習権保障とノーマライゼーションの課題、れんが書房新社、2010、260

〔産業財産権〕

○出願状況（計 0 件）

○取得状況（計 0 件）

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小林 繁 (KOBAYASHI SHIGERU)

研究者番号：40225511

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：